

(参考資料1)

参考資料集

資料2住宅・建築物の耐震化に関する現状と課題 関係

資料3住宅の耐震化の目標の設定 関係

新耐震基準の概要

1. 建築基準法の目的（建築物の持つべき性能）

建築基準法（改正前）

(構造耐力)

第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造でなければならぬ。

2 第6条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物に関する設計図書の作成にあたっては、構造計算によって、その構造が安全であることを確かめなければならない。

(この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準)

第36条 建築物の安全上必要な構造方法及び構造計算の方法、居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、防火区画、消化設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するため必要な安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。

○構造関係の規定の目的



人命の確保（建築物が倒壊しない）

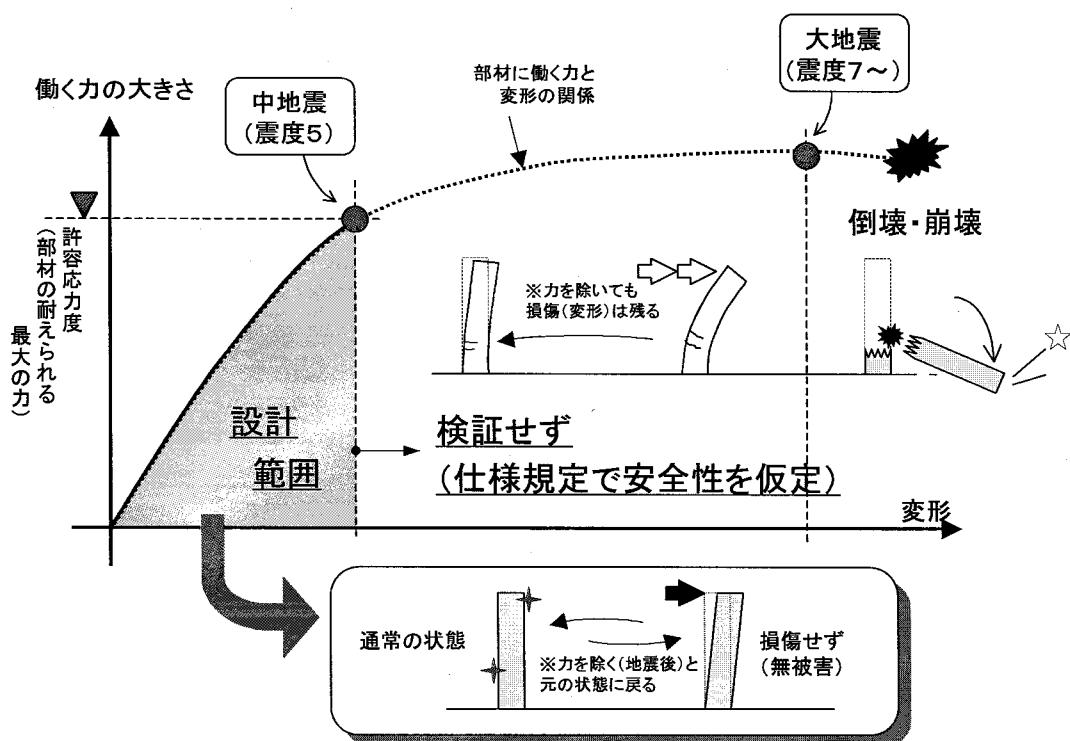
2. 新耐震基準（昭和56年制定）以前の構造規定

○許容応力度設計

特徴：「中地震で損傷しない」ことの検討を行う。

→建築物が使われている間に何回か発生する地震に対して損傷しないことを求めている。

→建築物には粘り強さがあり大地震にも耐えられると（経験的に）考えていた。



昭和 56 年の改正の経緯と概要

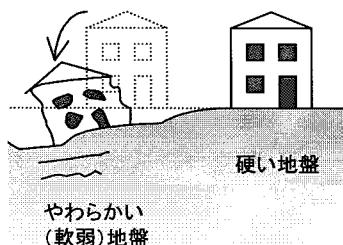
3. 過去（昭和 55 年以前）の震害及び分析に基づく改正の概要

被害地震：新潟地震（昭 39）、十勝沖地震（昭 43）、伊豆半島沖地震（昭 49）、大分地震（昭 50）、宮城県沖地震（昭 53）、伊豆大島近海地震（昭 53）等

○建築物の規模と無関係の被害

（1）地盤の不安定性による被害

※液状化、軟弱地盤による被害の拡大

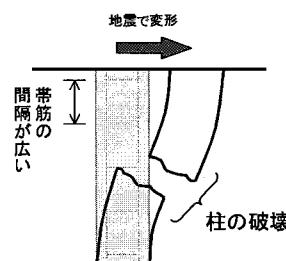


仕様規定の改正項目

軟弱地盤における基礎の強化（鉄筋コンクリート造に限定）、壁の量の増加（木造）

（2）部材の耐力の不足による被害

※鉄筋コンクリート柱のせん断力に対する補強が不足



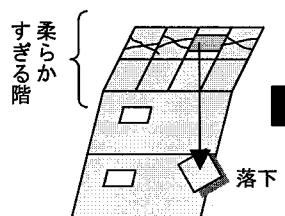
帯筋比の規定設置



○建築物の規模に関する被害

（1）建築物の変形による外装材等の被害

※構造計算は力しか考えていなかった

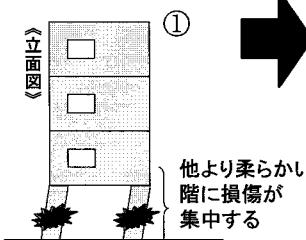
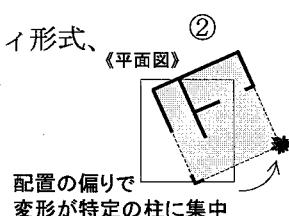


構造計算の改正項目

層間変形角 $1/200$ 以下（支障がない場合 $1/120$ 以下）の確認

（2）平面的・立面的不均一による被害

※ねじれ、ピロティ形式、異種構造の混在

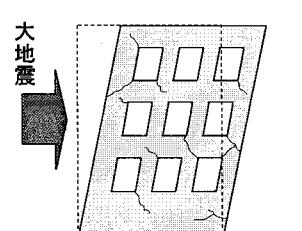


剛性率、偏心率の確認
① ② (形状の制限)

（3）建築物の倒壊等の被害

※部材の粘り（韌性）の不足による被害

※余力を考慮しなくてよい設計による被害



保有水平耐力の確認（最大級の力で倒壊しないことを構造計算で直接確認）

木造建築物の必要壁量について

地震力に対して必要な耐力壁の量は、各階の床面積に次の表に掲げる数値を乗じて得た長さの合計以上と規定されている。

新耐震基準制定時（昭和56年）に、以下のとおり数値の見直しが行われた。

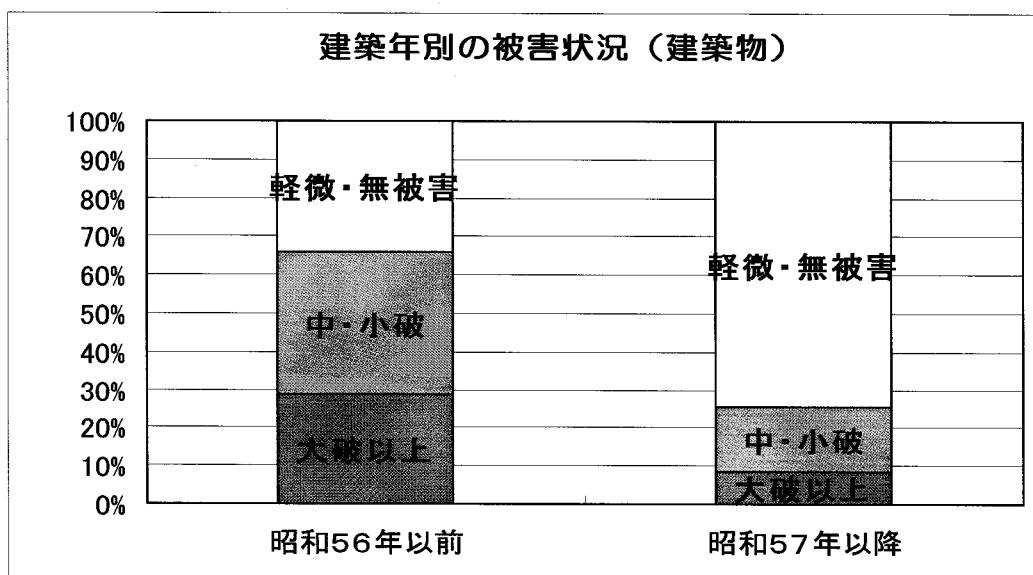
建築物	平屋建て	階の床面積に乘ずる数値(単位 1平方メートルにつきセンチメートル)				
		2階建て		3階建て		
		1階	2階	1階	2階	3階
屋根を瓦などの重い材料でふいた建築物等	15	24	15	33	24	15
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
	15	33	21	50	39	24
屋根を金属板、石板、木板その他これらに類する軽い材料でふいた建築物	12	21	12	30	21	12
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
	11	29	15	46	34	18

大規模地震による建築物等に係る被害について (H7阪神・淡路大震災)

	死 者 数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 (88%)
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550(10%)
その他	121 (2%)
合 計	5,502 (100%)

※平成7年度版「警察白書」より（平成7年4月24日現在）警察庁調べ

※平成15年12月25日現在の死者数は6433名、全壊住家数は約10万5千戸（消防庁）



阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書（平成7年）より

今後発生すると想定される大規模地震

被 害 想 定	東海地震		東南海・南海地震	
	揺れによる死者数	約6,700人	揺れによる全壊建物数	約17万棟

平成16年新潟県中越地震建築物被害調査報告（速報）の概要

国土交通省国土技術政策総合研究所
独立行政法人建築研究所

1. 調査の趣旨

平成16年新潟県中越地震は、川口町で1995年兵庫県南部地震以来となる震度7が観測されたほか多数の余震も発生しており、これらの地震により建築物の倒壊や破損等建築・住宅に関する多くの被害が発生した。

国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所は、地震発生翌日から両研究所の共同により、下記の通り調査団を派遣し（延べ157人・日（11月末現在））、建築物の応急危険度判定の実施における協力、建築・住宅に関する被害の概況・詳細調査を実施した。

報告は、おおむね11月末までに調査した結果を、速報として公表するものである。なお、調査及びその分析は引き続き両研究所が連携して実施しており、速報取りまとめ後に判明したことや、詳しい分析・検討結果については、3月を目途として次の報告書にまとめる予定である。

2. 調査実施の概要

今回の地震被害調査では、まず地震発生直後に応急危険度判定等の支援業務及び被害概況調査を行ない、概ねの被害状況を把握した後、構造、防火等分野別に個別の建築物等を調べる詳細調査を実施した。調査チームの派遣状況は別紙資料の通り。

3. 調査結果概要

現時点における調査結果の概要及び所見を以下に示す。

1) 地震動の特徴

地震動については、本震で発生した地震動の最大加速度が500ガルを超える地域が震央を中心に北東-南西に長く分布しており、特に震央付近では1000ガルを超える加速度が観測され、観測記録からは地震動の加速度が非常に大きかったといえる。

小千谷市内での観測記録から算定された建築物の加速度応答スペクトル（建築物の振動の大きさを表す指標）を1995年兵庫県南部地震時の観測記録での算定結果と比較すると、固有周期（建築物の振動の特性を表す指標）1秒以下の周期域では小千谷が神戸を大きく上回っている。

今回の地震動の特徴として観測記録からは中低層建築物への影響が大きいことが想定されるが、観測点周辺の建築物の被害は比較的軽微であるもの多かった。このため、地盤上で観測される地震動と実際に建築物に作用する地震動との関係を、建築物の構造特性、地盤の動特性や地形の影響等の条件を踏まえて明らかにする必要がある。

[注：加速度応答スペクトル：観測された地震動から算定される建築物の振動の大きさを表す指標で、通常、建築物の固有周期に対応した振動の加速度等として表される。固有周期：地震や風等の外力に対する個々の建築物が有する振動の周期で、概ね建築物の高さに比例する]

2) 木造建築物の被害の状況

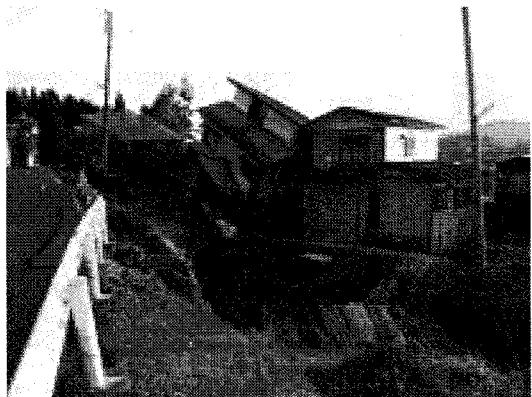
木造建築物では、戸建住宅を中心として幅広い地域にわたって調査を実施したが、全体的には地滑り、土砂崩落等に伴う被害が目立った。また比較的古い建築物で大きな被害を受けたものが見られたが、これは地盤による地震動の增幅あるいは壁量の不足などが原因として考えられる。

1層をRC造とした高床式木造は概況調査からは被害軽微と見受けられたが、一方で、2層以上の木造部分の壁量不足などの設計不備が原因と想像される被害や、地盤変状による被害を受けた家屋は少なからず存在した。

なお降雪期を迎えるにあたり、被災して構造耐力が下がっていると見られる木造建築物については、被害拡大を防ぐ意味で、応急的な補強対策が望まれる。



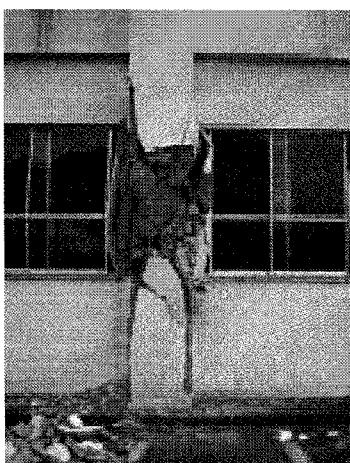
木造住宅の被害



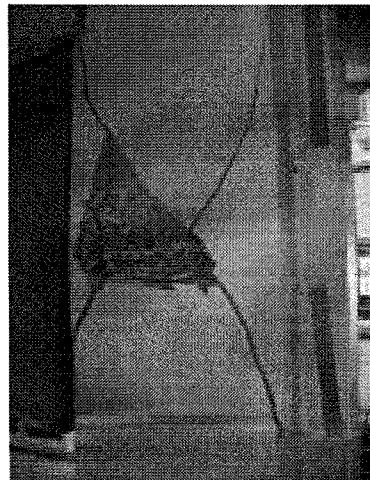
地盤崩壊に伴う住宅倒壊

3) 鉄筋コンクリート造建築物の被害の状況

鉄筋コンクリート造建築物では、大きな被害は比較的少ないという印象があるものの、1981年の新耐震設計法施行（以下「新耐震」という。）以前の建築物での柱、はりのせん断破壊、特に腰壁、垂れ壁等により短柱化した柱のせん断破壊といった被害が目に付いた。短柱化した柱のせん断破壊は新耐震以降の建築物にも見られ、詳細な検討を行う予定である。



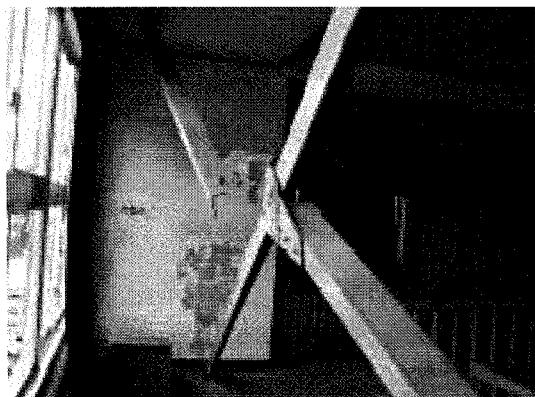
短柱のせん断破壊



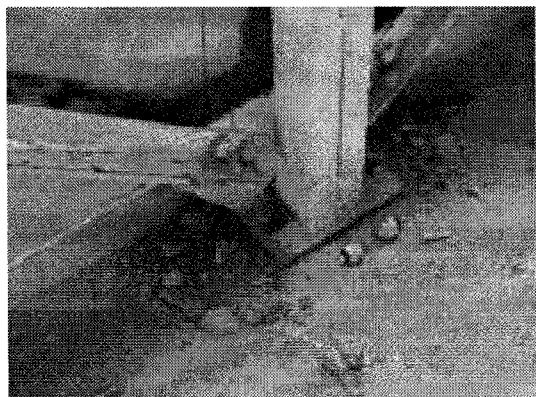
4) 鉄骨造建築物の被害の状況

鉄骨造建築物では、新耐震以前の体育館等でプレースの破断や間柱脚部のアンカーボルトの破断等の被害が目立った。また、木毛セメント板等の天井材の落下等非構造部材の被害も少なからず見られた。

なお、被災した鉄骨造体育館等については、降雪の影響等による被害拡大を最小限に留めるためには、破断プレースの交換等の応急対策が望まれる。



プレースの破断



間柱脚部アンカーボルト破断

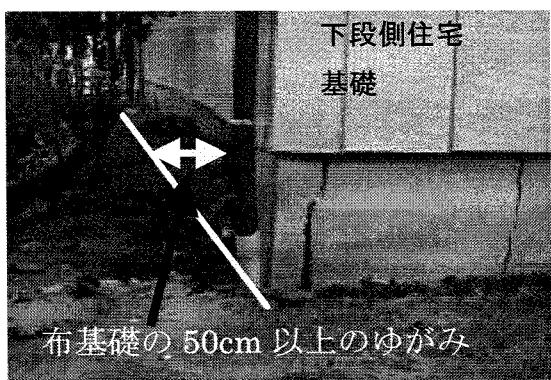


天井材の落下

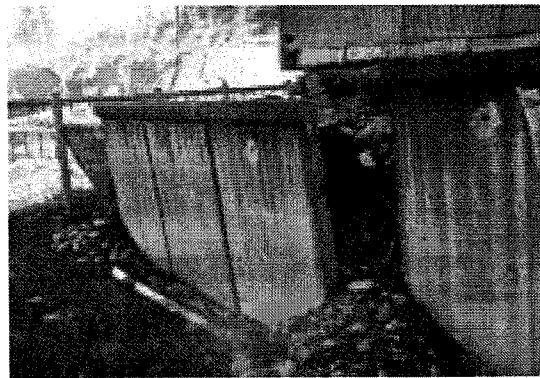
5) 基礎・地盤の被害の特徴

基礎については、築年数の古い木造戸建住宅等において、無筋コンクリート造や無補強のコンクリートブロック積、一体に繋がっていない基礎などの立上がり部分の破壊や土台の外れ等の被害が多く見られた。

また、斜面に設けられた空積・練積やブロック積みの擁壁の変状や崩壊が多く見られた。緩斜面等での地すべりや液状化によって多くの建築物で傾斜等の障害を生じた地域の中には、過去に沢や河道であったことが確認できたものがあり、基礎被害と地盤条件の関係をより詳細に検討する必要がある。



基礎の立上がり部分の被害



宅地擁壁の被害

6) 免震建築物の被害の状況

小千谷市内の免震建築物について、免震部材の軌跡や地震動観測の加速度記録から十分な免震効果が確認できた。今後、免震部材の地震時の挙動と力学的特性の関係を詳しく検討するとともに、さらにいくつかの免震建築物を調査し、地震時の揺れの様子を明らかにする予定である。

7) 火災による被害の状況

今回の地震により発生した建築物火災は9件と報告されているが、これは地震の規模や発生時刻から予想される被害に比べて、火災件数及び被害としては小さいものであったと言える。この理由について、地震時の火気使用の実態及び初期対応行動の調査等により詳細に分析することが課題である。

4. まとめ

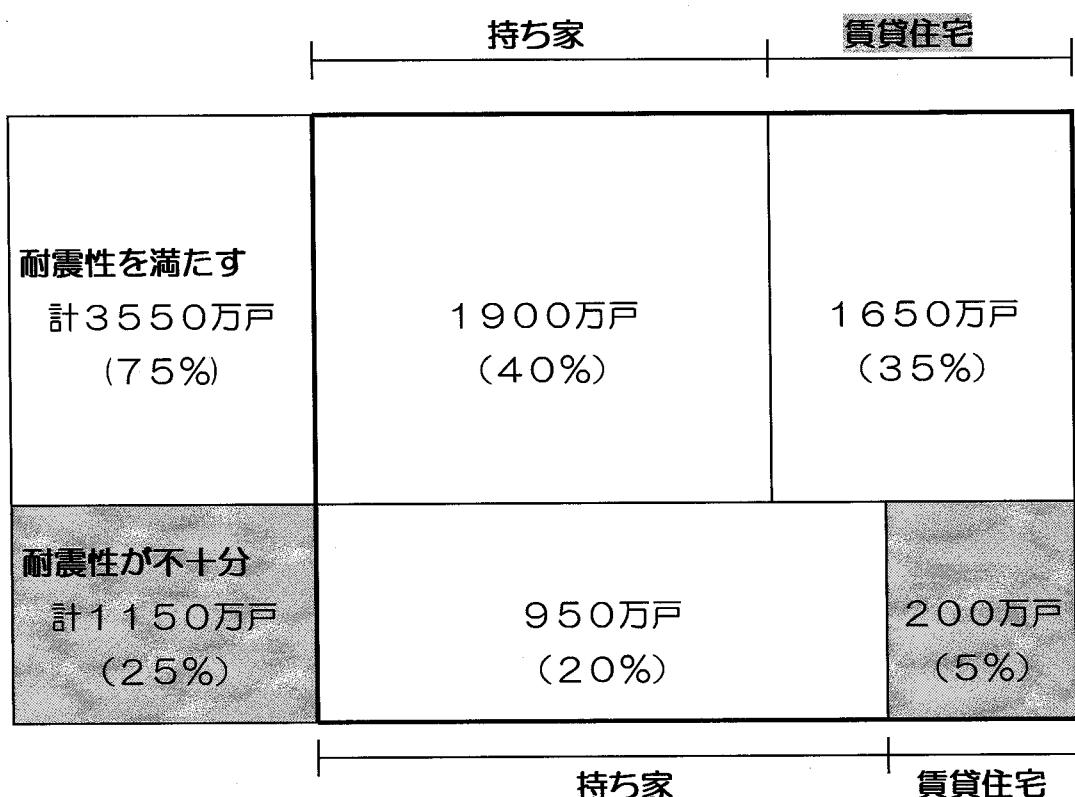
今回の地震であらためて、新耐震以前の建築物についての耐震診断、耐震補強の重要性が再確認された。一方で、被害の地域的特徴等についての分析は、詳細調査を行った件数が限られていることもあり、必ずしも十分でない。

今後、市町村の協力を得て応急危険度判定の結果分析を行うことも含め、地域や建築物によって被害の多寡が生じた原因や、被害軽減にむけて必要な対策等に関する検討を実施し、3月を目途に次の報告をとりまとめる予定である。

賃貸住宅の耐震化の状況について

賃貸住宅総数約1850万戸のうち、
耐震性が不十分な賃貸住宅は約200万戸。

住宅総数約4700万戸の約5%に相当。



住宅・建築物の耐震に関する施策の変遷

《主な地震》

新潟地震

十勝沖地震

宮城沖地震

阪神・淡路大震災

新潟県中越地震

S25 《建築基準法の制定》

S34 ・規定を全般に見直し

S43 S46
・RC造の基準見直し・強化
・木造の基礎の基準強化

S53 S56 新耐震基準

震度5程度で損傷しないこと
震度6~7で倒壊しないこと
木造の壁量の見直し
木造の基礎の基準強化

H7

H7

《耐震改修促進法の制定》

・マンション等の耐震診断・改修の補助制度の創設

H10

・建て住宅等の耐震診断の補助制度の創設

H12

・住宅性能表示制度の開始（耐震等級の表示）

H14

・戸建て住宅等の耐震改修の補助制度の創設
・耐震改修工事を住宅ローン減税制度の適用対象に追加

H16

・耐震改修事業の対象地域等の拡充
・住宅金融公庫融資の耐震改修工事に対する金利の優遇開始

H16

H17

・耐震改修等事業の統合化
・地域住宅交付金による耐震改修事業の開始
・住宅ローン減税等における、築後年数要件の撤廃に伴う新耐震基準への適合の要件化

住宅・建築物の耐震診断・改修に係る補助制度の統合化

1.目的

大規模地震に備え、既存の住宅・建築物の耐震性の向上を図るために、耐震診断及び改修に係る補助制度の一元化等を図ることにより、補助制度をわかりやすくするとともに、地方公共団体の状況等に応じた柔軟な対応を容易とする。

2.制度拡充の内容

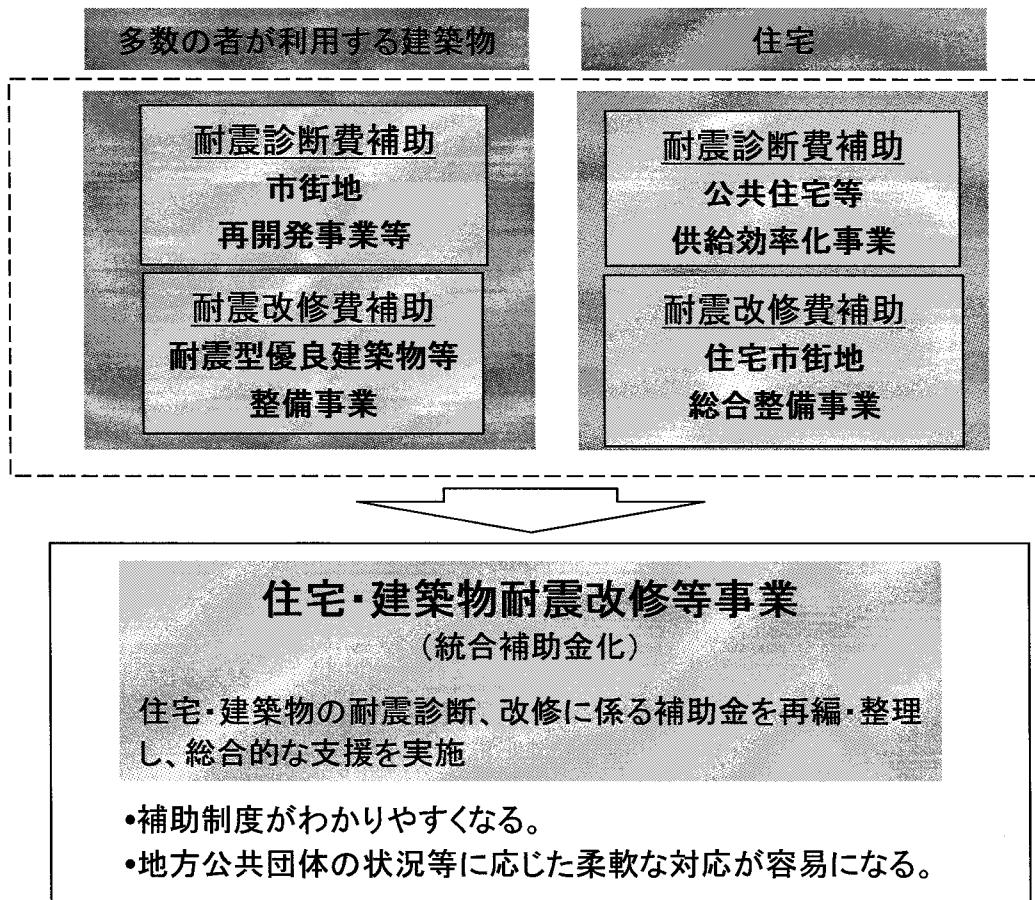
①住宅・建築物の耐震診断・改修に係る補助制度の統合化

補助制度をわかりやすくし、地方公共団体の状況等に応じた柔軟な対応を容易とするため、住宅・建築物の耐震診断及び改修に係る補助制度の統合化を図る。

②補助対象地域の追加

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内の市町村のDID地区等を追加する。

(統合のイメージ)



※耐震改修については、大規模地震の発生のおそれのある地域の市街地等の住宅に限定

3.予算

◇住宅・建築物耐震改修等事業

平成17年度内示額 20億円（平成17年度新規）

地域住宅交付金の概要

地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための支援制度

【平成17年度予算額 580億円】

【ポイント】

○地方の自主性・裁量性の向上

- 既存の補助事業をメニュー化し、地方公共団体が作成した計画に基づき弹力的に実施可能
- 地方公共団体独自の提案による従来補助対象外の事業も交付対象として支援

○地方の使い勝手の向上

- 各事業への交付金の充当率を地方公共団体が自由に決定
- 事業間流用・年度間流用が自由

○事前審査から事後評価へ

- 地方公共団体が自ら設定した目標等をもとにした事後評価を実施して公表

【交付対象事業】

○既存の補助対象事業

公営住宅・高齢者向け優良賃貸住宅の整備、既設公営住宅の改善、不良住宅地区の改良、密集住宅市街地の整備、関連公共施設の整備 など

○地方公共団体独自の提案による地域の住宅政策実施に必要な事業等

- (例) 民間住宅の耐震改修・建替え
- 公営住宅等と社会福祉施設等の一体的整備
- 住宅相談・住情報提供

地域住宅交付金



国土交通省 平成17年度税制改正主要項目 結果概要

住宅対策の推進

中古住宅税制

中古住宅に係る特例措置における築後経過年数要件の撤廃

中古住宅の流通を促進し、良質な住宅ストックを形成するため、住宅ローン減税等の税制特例^(※)において、古くても耐震性を満たす中古住宅について、築後経過年数要件を撤廃する。

(※) 以下の税制特例

- ①住宅ローン減税制度（所得税）
- ②特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（所得税、個人住民税）
- ③住宅取得資金等の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置（贈与税）
- ④住宅用家屋の所有権の移転登記等に係る登録免許税の軽減措置（登録免許税）
- ⑤中古住宅の取得に係る中古住宅及び中古住宅用の土地に対する不動産取得税の特例措置（不動産取得税）

現行

- 中古住宅に係る築後経過年数
 • 耐火建築物 : 築後25年以内
 • 耐火建築物以外 : 築後20年以内

拡充後

- 築後経過年数の撤廃
- 新耐震基準への適合を要件化
- （耐火建築物は25年以内、非耐火建築物は20年以内に建築されたものを除く）

非耐火建築物

築20年以内

築20年超

耐火建築物

築25年以内

築25年超

現行特例対象

特例対象に追加

新耐震基準に適合しているものに限る

※例えば平成17年4月1日時点の非耐火建築物の特例対象は、現行制度では昭和60年4月1日から平成16年3月31日までに建築された住宅であるが、今回の改正より、昭和60年3月31日以前に建築された住宅であっても新耐震基準に適合しているものは、新たに対象に追加されることとなる。

<参考>

築年数別の中古流通の状況

【中古戸建住宅（首都圏）】

○築20年超の構成比率（成約ベース） 13.9% (1993) ⇒ 38.8% (2003)

【中古マンション（首都圏）】

○築25年超の構成比率（成約ベース） 1.1% (1993) ⇒ 17.7% (2003)

出典：(財)東日本不動産流通機構 (2004年度)

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の概要

公布 平成7年10月27日 / 施行 平成7年12月25日

1. 特定建築物の所有者の努力義務等に係る事項

(1) 特定建築物の所有者の努力義務

多数の者が利用する用途で、階数が3以上かつ1,000m²以上の建築物であって、現行の耐震関係規定に適合しない建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めなければならない。

特定建築物の用途：学校、体育館、病院、百貨店、事務所、物販店、ホテル、老人ホーム、博物館、
公衆浴場、飲食店、向上、駅、郵便局等（多数の者が利用するもの）

(2) 耐震診断及び耐震改修の指針の策定・公表

国土交通大臣は、耐震診断及び耐震改修の指針を定め、これを公表するものとする。

(3) 指導及び助言並びに指示等

① 指導及び助言

都道府県知事又は市町村長（以下「所管行政庁」という。）は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

② 指示等

所管行政庁は、特定建築物のうち不特定かつ多数の者が利用する用途であって、 $2,000\text{m}^2$ 以上のものについて必要な指示をすることができる。

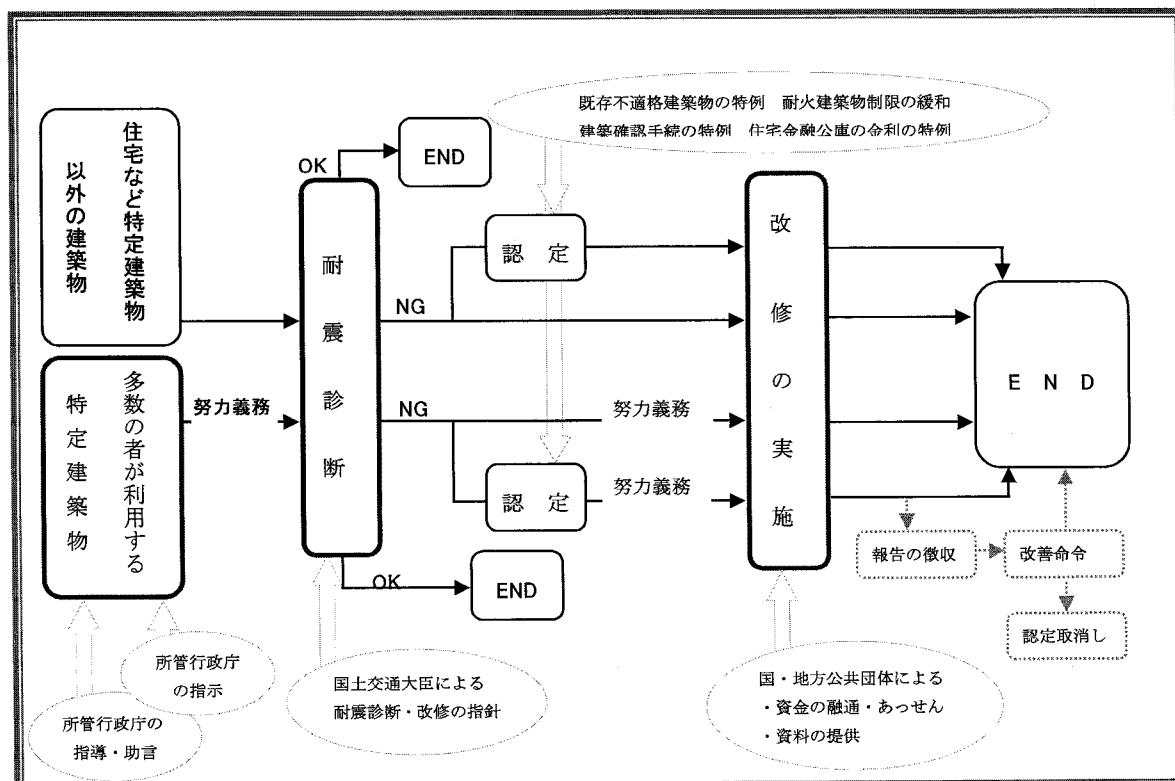
2. 耐震改修の計画の認定

(1) 計画の認定

建築物の耐震改修計画が、耐震関係規定又はこれに準ずる基準に適合している等の要件に該当するときは、所管行政庁はこれを認定することができる。

(2) 計画の認定に係る建築基準法の特例

- ① 耐震関係規定以外の現行の建築基準に適合しない事項があつても、現状の安全性等を維持すれば認定を受けた耐震改修工事を実施できる
 - ② 計画の認定をもつて建築確認とみなす



耐震診断・改修の状況

建築物のストック推計

	住 宅 (共同住宅含む)	非住宅
	うち戸建木造	
全数	約4,700万戸 約2,450万戸	約340万棟
耐震性を満たすと推定 (全数に対する割合 %)	約3,550万戸 (約75%) 約1,450万戸 (約60%)	約220万棟 (約65%)
耐震性が不十分と推計 (全数に対する割合 %)	約1,150万戸 (約25%) 約1,000万戸 (約40%)	約120万棟 (約35%)

耐震診断・改修の実績（国土交通省アンケートによる）

(地方公共団体が自ら実施、又は補助等を行って把握している数)

	住 宅 (共同住宅含む)	特定建築物※ 公共・民間含む
全 数	(上記参照)	約18万棟
耐震診断実績 (H16.3.31現在)	約17万戸	約4万棟
うち国庫補助	約16万戸	62棟
耐震改修実績 (H16.3.31現在)	約3,500戸	約1万棟
うち国庫補助	40戸 (戸建て:0戸) (共同住宅:40戸(2棟))	49棟

※特定建築物：耐震改修促進法において改修の努力義務がかかる、

3階建てかつ述べ床面積1,000m²以上の、

劇場、店舗、ホテル、学校、病院等の多数者利用の建築物で、

昭和56年以前に建築されたもの

地震保険の概要

1. 地震保険とは

- (1) 地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償
- (2) 法律（「地震保険に関する法律」）に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営
- (3) 一定規模以上の支払保険金が生じた場合、保険金の一部を政府が負担（政府再保険）
- (4) 地震災害による被災者の生活の安定に寄与することが目的

2. 地震保険の必要性

○ 火災保険では、地震による火災（延焼・拡大を含む）は補償されない。

【理由】地震リスクは、次の3点から通常の損害保険になじまない性質を有する。

- ①巨大損害の可能性、②発生時期・頻度の予測の困難性、③広域災害の可能性
- ⇒ 政府と民間の共同運営による「地震保険」が必要

3. 地震保険の誕生と改善

- 昭和39年 新潟地震発生（これを契機に地震保険創設への要望が高まる）
- 昭和41年 「地震保険に関する法律」制定、地震保険制度発足（全損のみ補償）
- 昭和55年 補償範囲の拡大（全損に加え、半損も補償）
- 平成3年 補償範囲の拡大（全損・半損に加え、一部損も補償）
- 平成8年 家財の補償内容の改善、契約金額の限度額引き上げ
- 平成13年 保険料一部引下げ、建物の耐震性能に応じた割引制度導入

損保業界による普及に向けた活動

- (1) マスメディアを中心とした広報
- (2) 未契約者に対する「おすすめはがき」の
出状
- (3) 普及啓発を目的としたシンポジウム開催
(地方自治体との共催)
- (4) 地震保険料の所得控除制度の要望

4. 地震保険の内容

(1) 補償対象

居住用建物と生活用動産（家財）が対象

※ 工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物には、地震保険は契約できない。

(2) 支払対象の損害

地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・流失・埋没による損害を補償

(3) 契約方法、契約金額

① 火災保険ヒセツトで契約

- ② 地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内で決める。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となる。

(4) 保険料と割引制度

建物の構造が木造か非木造（鉄筋コンクリート造・鉄骨造）かの2区分により、および都道府県別に定める危険度が1等地から4等地の4区分により、それぞれ異なる。

建築年割引：昭和56年6月1日以降に新築された建物 10%割引
耐震等級割引：住宅の耐震等級に応じて10～30%割引

保険料例（東京都：木造建物、10%割引）

	契約金額	保険料
建物	1,000万円	32,000円
家財	500万円	16,000円
合計	1,500万円	48,000円

(5) 保険金の支払

損害が建物・家財の時価の何割に達したかによって、「全損」、「半損」、「一部損」に区別される。「全損」の場合は契約金額の全額、半損の場合は契約金額の50%、一部損の場合は契約金額の5%が支払われる。

(6) 1回の地震等による総支払限度額

4兆5,000億円

※ 関東大震災クラスの大地震が発生しても保険金の支払に支障がないよう設定されている。

地震保険料率の体系

【地震保険料率の算出】 地震保険の料率は、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された「損害保険料率算出機構」により、過去約500年間に発生した約400の被害を伴う地震を基礎データとして、地震学および地盤工学の手法を用いて算出されている。算出された料率は、損害保険料率算出機関から金融庁による審査期間経過後、保険会社が使用する仕組みどなっている。

(保険期間1年、保険金額1,000円につき)

(1) 基本料率

等地別	建物および家財の料率	
	非木造	木造
1等地	0.50	1.20
2等地	0.70	1.65
3等地	1.35	2.35
4等地	1.75	3.55

(2) 割引率 (下記イとロの重複適用は行わない)
イ 建築年割引率

割引率 10%

建物が昭和56年6月1日以後に新築されたものである場合
(建物登記簿等の書類により確認できた場合に限る) の
建物とその収容動産 (家財)

ロ 耐震等級割引率

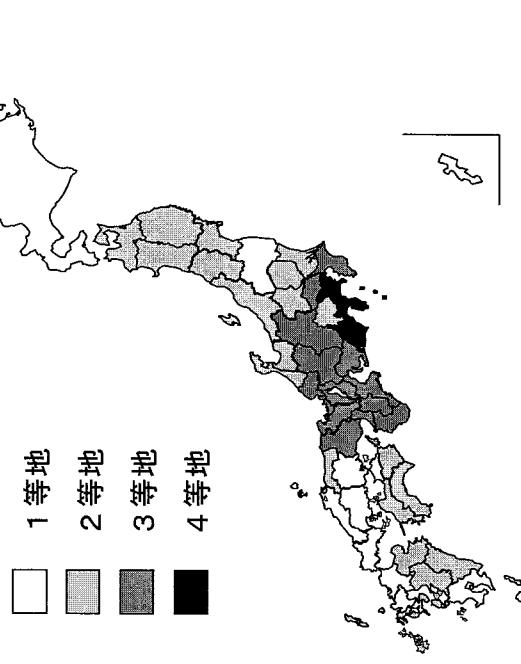
耐震等級	割引率
3	30%
2	20%
1	10%

建物の耐震等級 (住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する日本住宅性能表示基準に定める等級) が上記に該当する場合 (耐震等級が住宅性能評価書により確認できた場合)

4等地：東京、神奈川、静岡の各都県

【等地の地域別】

- 1等地：北海道、福島、島根、岡山、広島、山口、香川、福岡、佐賀、鹿児島、沖縄の各道県
- 2等地：青森、岩手、宮城、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、山梨、鳥取、徳島、愛媛、高知、長崎、熊本、大分、宮崎の各県
- 3等地：埼玉、千葉、福井、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の各府県
- 4等地：東京、神奈川、静岡の各都県



【地震保険等地图】

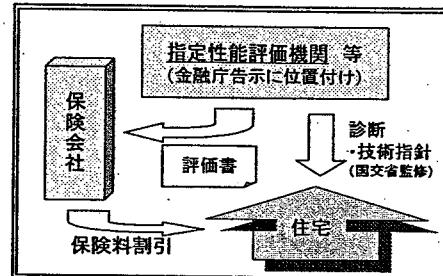
品確法とリンクした地震保険料率割引とその適用状況について

1. 地震保険料率の割引

地震保険の基本料率は、建物所在地の等地区分及び構造区分に従い定められているが、品確法に基づく耐震等級等に応じ保険料率の割引の適用*を受ける。

* 昭和56年6月以降建築または次のイ又はロによる耐震性評価を受けた建築物について保険料率割引を適用 (H13創設)

- イ 指定確認検査機関 (建築基準法に基づく機関)
- ロ 指定住宅性能評価機関 (品確法に基づく機関)



年間保険料の例

保険金額1,000万円、木造の場合（保険の契約期間1年）(H13.10.1改定)

等地	保険料	品確法とリンクした割引の適用を受けた場合*		
		耐震等級1 の建物 (割引率10%)	耐震等級2 の建物 (割引率20%)	耐震等級3 の建物 (割引率30%)
4等地 東京・神奈川・静岡	35,500円	32,000円	28,400円	24,900円
3等地 神戸・大阪等	23,500円	21,200円	18,800円	16,500円
2等地 福岡・宮崎等	16,500円	14,900円	13,200円	11,600円
1等地 沖縄等	12,000円	10,800円	9,600円	8,400円

耐震等級1：極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力に対して倒壊、崩壊等しない程度

耐震等級2：極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力の1.25倍に対して倒壊、崩壊等しない程度

耐震等級3：極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力の1.5倍に対して倒壊、崩壊等しない程度

2. 品確法とリンクした割引適用の実績

H14新規契約数(住宅)	5,176件	等級1	等級2	等級3
		1,231件	3,080件	865件

(参考) 地震保険制度の概要

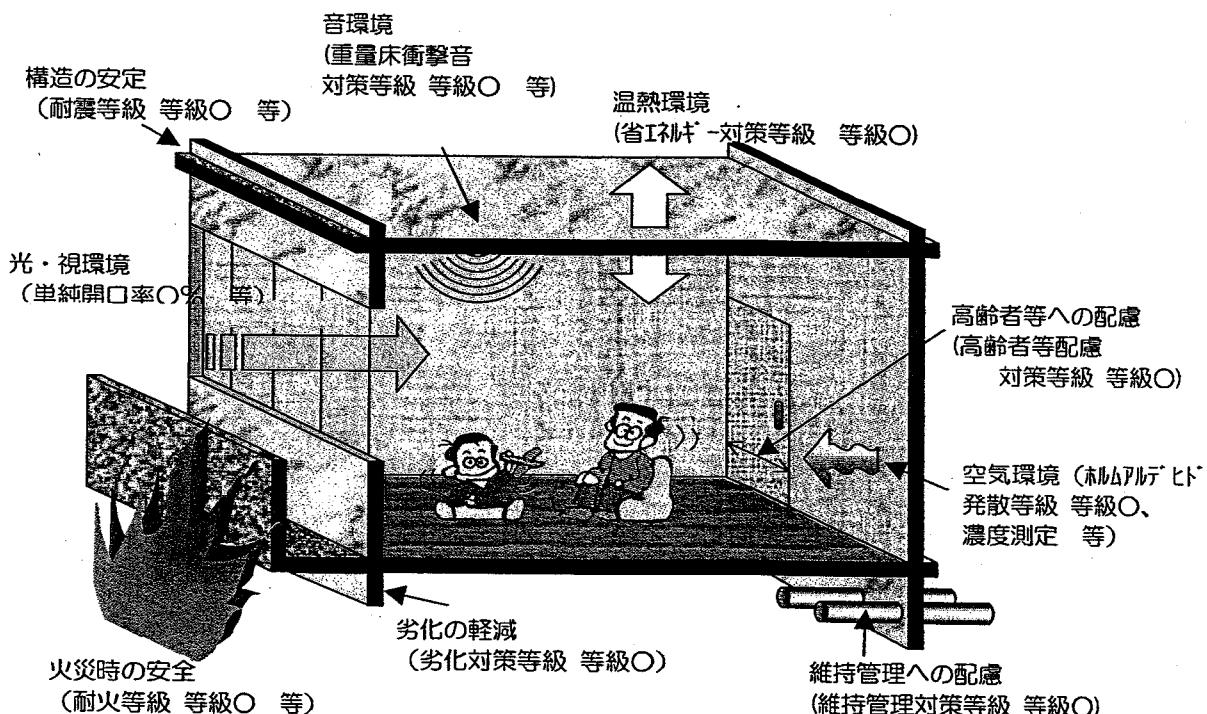
- 地震保険の契約金額は、建物5,000万円、家財1,000万円を限度に、火災保険の30%～50%の範囲内(火災保険と同時に契約。契約期間1年～5年)

「住宅性能表示制度」について

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「住宅性能表示制度」は、新築住宅については平成12年10月より、既存住宅については平成14年12月より制度運用を開始。

1 制度の概要

- (1) 住宅の性能表示のための共通ルールを設け、消費者による性能の相互比較を可能にする。
- (2) 住宅の性能評価を客観的に行う評価機関を整備し、評価結果の信頼性を向上。
- (3) 新築住宅については、評価機関が交付した評価書が契約内容とされることを原則とすることにより、表示された性能を実現。
- (4) 性能評価された住宅に係る裁判外の紛争処理体制を整備し、紛争処理を円滑化・迅速化。



2 制度の実績

- (1) 新築住宅<設計住宅性能評価> (H16年3月末累計) 303,777戸
- (2) 既存住宅 (H16年3月末累計) 224戸

3 耐震等級の概要

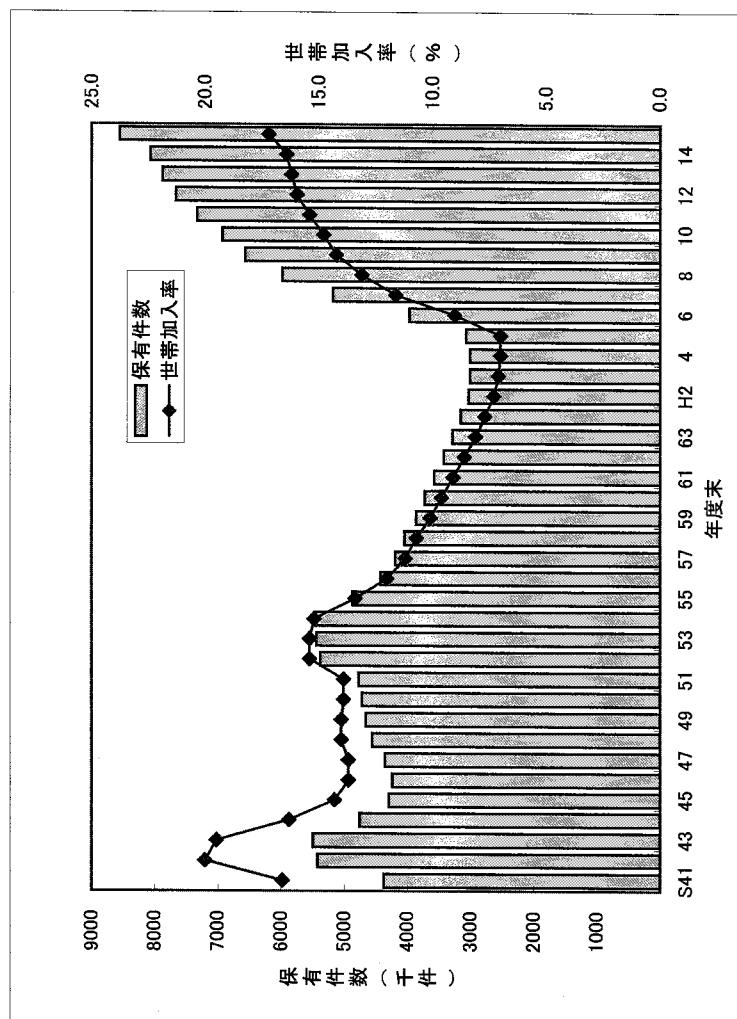
	等級	性能
1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	等級3	極めて稀に(数百年に一回)発生する地震による力の1.5倍の力に対して建物が倒壊、崩壊等しない程度
	等級2	極めて稀に(数百年に一回)発生する地震による力の1.25倍の力に対して建物が倒壊、崩壊等しない程度
	等級1	極めて稀に(数百年に一回)発生する地震による力に対して建物が倒壊、崩壊等しない程度

地震保険の世帯加入率・付帯率の推移

[世帯加入率]

	世帯数 (A) (世帯数)	契約件数 (B) (件)	世帯加入率 (B/A) (%)
S41 年度	26,403,437	4,376,599	16.6
42 年度	27,115,293	5,420,406	20.0
43 年度	28,205,976	5,495,578	19.5
44 年度	29,146,288	4,755,658	16.3
45 年度	30,027,454	4,293,548	14.3
46 年度	30,853,005	4,236,505	13.7
47 年度	31,907,782	4,356,396	13.7
48 年度	32,627,792	4,557,632	14.0
49 年度	33,310,006	4,659,643	14.0
50 年度	33,911,052	4,724,301	13.9
51 年度	34,380,314	4,773,356	13.9
52 年度	34,858,696	5,377,318	15.4
53 年度	35,350,173	5,439,390	15.4
54 年度	35,830,857	5,454,922	15.2
55 年度	36,346,662	4,867,977	13.4
56 年度	36,858,900	4,429,390	12.0
57 年度	37,425,866	4,194,876	11.2
58 年度	37,934,575	4,045,705	10.7
59 年度	38,457,479	3,865,440	10.1
60 年度	38,987,773	3,728,075	9.6
61 年度	39,536,307	3,580,020	9.1
62 年度	40,025,087	3,427,039	8.6
63 年度	40,561,404	3,289,276	8.1
H1 年度	41,156,485	3,152,917	7.7
H2 年度	41,797,445	3,032,490	7.3
3 年度	42,457,975	3,005,875	7.1
4 年度	43,077,126	3,009,106	7.0
5 年度	43,665,843	3,075,149	7.0
6 年度	44,235,735	3,968,835	9.0
7 年度	44,830,961	5,181,407	11.6
8 年度	45,498,173	5,975,416	13.1
9 年度	46,156,796	6,565,218	14.2
10 年度	46,811,712	6,923,681	14.8
11 年度	47,419,905	7,325,774	15.4
12 年度	48,015,251	7,664,414	16.0
13 年度	48,637,789	7,878,080	16.2
14 年度	49,260,791	8,071,878	16.4
15 年度	49,837,731	8,558,594	17.2

(注) 1. 契約件数は、各年度末の地震保険保有契約件数に基づく年度末世帯数である。
 2. 世帯数は、住民基本台帳に基づく年度末世帯数である。



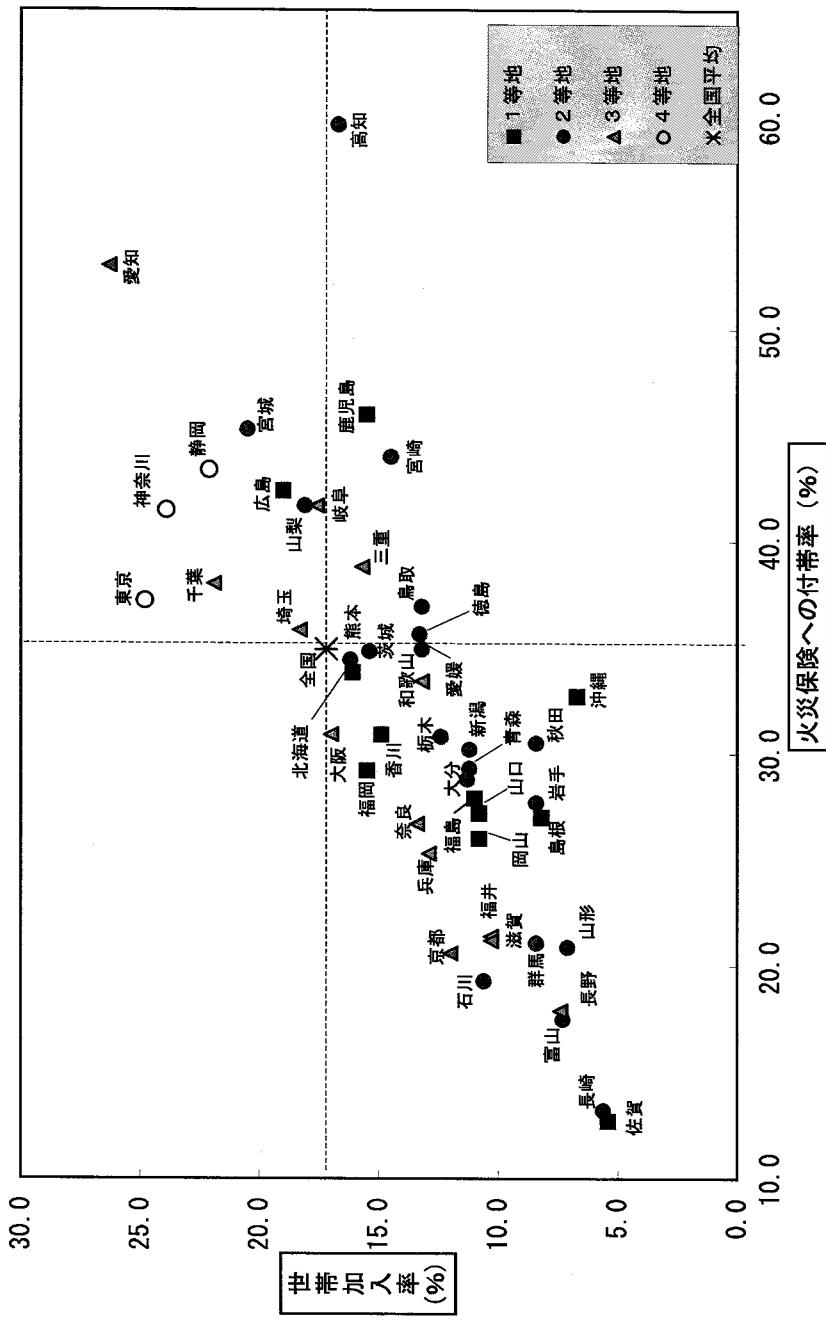
年度末	火災保険契約に対する 地震保険契約の付帯率 (%)				
	13 年度	14 年度	15 年度	付帯率 (%)	
S41	33.5	33.3	34.9	34.9	

(世帯加入率および付帯率とともに損害保険料率算出機構調べ)

等級	都道府県	火災保険への付帯率	世帯加入率
1等地	北海道	33.8	16.1
2等地	青森	29.3	11.2
3等地	岩手	27.7	8.4
4等地	宮城	45.3	20.5
1等地	秋田	30.5	8.4
2等地	山形	20.9	7.1
3等地	福島	27.2	10.8
4等地	茨城	34.8	15.4
1等地	栃木	30.8	12.4
2等地	群馬	21.1	8.4
3等地	埼玉	35.8	18.3
4等地	千葉	38.0	21.9
1等地	東京	37.5	21.8
2等地	神奈川	41.5	23.9
3等地	新潟	30.2	11.2
4等地	富山	17.5	7.3
1等地	石川	19.3	10.6
2等地	福井	21.4	10.3
3等地	山梨	41.7	18.1
4等地	長野	17.9	7.4
1等地	岐阜	41.7	17.6
2等地	静岡	43.4	22.1
3等地	愛知	53.0	26.3
4等地	三重	38.8	15.7
1等地	滋賀	21.2	10.3
2等地	京都	20.6	12.0
3等地	大阪	30.9	17.0
4等地	兵庫	25.3	12.9
1等地	奈良	26.7	13.4
2等地	和歌山	33.4	13.2
3等地	鳥取	36.9	13.2
4等地	島根	27.0	8.2
1等地	岡山	26.0	10.8
2等地	広島	42.4	19.0
3等地	山口	27.9	11.0
4等地	徳島	35.6	13.3
1等地	香川	30.9	14.9
2等地	愛媛	34.9	13.2
3等地	高知	59.6	16.7
4等地	福岡	29.2	15.5
1等地	佐賀	12.7	5.4
2等地	長崎	13.2	5.6
3等地	熊本	34.4	16.2
4等地	大分	28.8	11.3
1等地	宮崎	44.0	14.5
2等地	鹿児島	46.0	15.5
3等地	沖縄	32.7	6.7
4等地	全国	34.9	17.2

地震保険の付帯率(セント) 率および世帯加入率(2003年度末)

○地震リスクが高い地域や最近の地震で被害が大きかった地域は、加入率・付帯率が高い傾向
4等地（東京、神奈川、静岡）、愛知（東海地震）、千葉・埼玉（関東大震災、首都直下型）、
広島（芸予地震）、宮城（宮城県沖地震）、鹿児島（桜島噴火）
○地震リスクの低い1等地・2等地は、加入率・付帯率ともに低い傾向



※火災保険への付帯率：火災保険新規契約件数(住宅物件)のうち地震保険が付帯された契約の割合
世帯加入率：地震保険の契約件数(2004.3月末現在)を住基基本台帳に基づく世帯数(2004.3月末現在)で除した数値
(出典) 損害保険料率算出機構調べ

地震保険とJA建物更生共済の世帯加入率(平成14年度末)

等 地	都道府県	地震保険			建物更生共済			保険+共済			世帯数
		契約件数(件)	構成割合(%)	世帯加入率(%)	加入戸数(戸)	構成割合(%)	世帯加入率(%)	加入戸数(戸)	構成割合(%)	世帯加入率(%)	
1	北海道	386,475	4.79	15.48	86,077	1.37	3.45	18,93	2.496,182		
2	青森県	59,229	0.73	10.81	102,691	1.64	18.4	29,55	29,55		
2	宮城県	36,668	0.45	7.55	132,401	2.11	21.7	34.83	485,466		
2	福島県	141,672	1.76	16.70	120,189	1.92	14.7	30.87	848,185		
2	山形県	33,337	0.41	8.16	112,744	1.80	27.60	35.77	406,430		
2	秋田県	24,982	0.31	6.48	109,663	1.75	28.43	34.91	385,731		
2	山形県	73,813	0.91	10.39	184,050	2.94	25.91	36.30	710,409		
2	福島県	152,150	1.88	14.79	139,256	2.22	13.53	28.32	1,029,068		
2	宮城県	83,135	1.03	12.00	109,652	1.76	16.57	27.82	693,066		
2	福島県	58,298	0.72	8.20	132,055	2.11	18.57	26.76	711,305		
2	宮城県	47,971	5.83	17.99	206,663	3.30	7.89	25.88	2,618,360		
3	東北地方	486,904	6.03	2.94	168,378	2.69	7.78	28.31	2,314,450		
3	東北地方	376,521	7.08	21.21	109,764	1.75	15.1	26.14	1,569,903		
3	東北地方	827,595	10.25	23.32	81,066	2.89	5.0	28.42	3,548,584		
2	新潟県	88,395	1.10	1.00	217,197	3.47	27.02	38.02	903,703		
2	新潟県	26,016	0.32	7.14	102,441	1.64	28.09	35.23	364,675		
2	新潟県	42,503	0.53	10.29	92,669	1.48	22.44	27.22	413,37		
2	新潟県	25,953	0.32	10.02	85,430	1.36	32.98	42.99	259,015		
2	新潟県	54,112	0.67	17.11	90,032	1.44	28.46	45.57	316,304		
2	新潟県	53,358	0.66	6.93	258,166	4.12	33.53	40.46	69,904		
3	新潟県	114,478	1.42	16.48	184,814	2.95	26.61	43.09	694,599		
3	新潟県	279,362	3.16	2.01	324,317	5.18	24.35	45.36	1,331,233		
3	新潟県	622,623	7.71	23.96	332,806	5.32	12.81	36.7	2,598,433		
3	新潟県	90,651	1.12	13.63	141,967	2.27	21.35	34.98	665,056		
3	新潟県	43,159	0.53	9.53	97,210	1.65	21.47	30.99	453,074		
3	新潟県	117,560	1.46	11.35	88,430	1.41	8.53	19.88	1,036,184		
3	新潟県	578,281	7.16	15.99	123,768	1.98	3.42	19.41	3,616,094		
3	新潟県	267,573	3.31	2.36	218,091	3.48	10.08	22.44	2,164,036		
3	新潟県	65,325	0.81	2.55	73,820	1.18	14.19	26.74	520,363		
3	新潟県	47,415	0.59	1.61	82,272	1.31	20.15	31.76	408,330		
2	新潟県	28,306	0.35	3.18	61,150	0.98	28.46	41.64	2,4843		
2	新潟県	20,784	0.26	7.82	100,645	1.61	37.85	45.6	265,893		
2	新潟県	71,431	0.88	9.85	154,320	2.46	21.29	31.15	724,832		
2	新潟県	209,635	2.60	18.2	183,035	2.92	15.90	34.11	1,151,261		
2	新潟県	64,697	0.80	0.50	131,704	2.10	21.37	31.87	616,278		
2	新潟県	35,789	0.44	1.91	74,058	1.18	24.45	36.26	302,931		
2	新潟県	52,533	0.65	13.59	82,215	1.31	21.28	34.87	386,420		
2	新潟県	72,775	0.90	2.14	121,780	1.94	20.31	32.45	599,575		
2	新潟県	52,301	0.65	15.37	89,950	1.42	26.14	41.5	340,259		
2	新潟県	305,806	3.79	15.30	182,931	2.92	9.15	24.46	1,998,460		
2	新潟県	15,397	0.19	5.28	76,244	1.22	26.15	31.43	291,597		
2	新潟県	33,415	0.41	5.10	111,933	1.79	19.07	24.7	387,014		
2	新潟県	109,569	1.36	16.01	120,754	1.93	17.64	33.65	684,616		
2	新潟県	52,532	0.65	11.04	76,083	1.22	15.99	27.03	475,887		
2	新潟県	68,289	0.85	4.49	84,456	1.35	17.92	32.4	471,266		
2	新潟県	114,579	1.42	15.18	189,752	3.03	25.15	40.33	754,556		
2	新潟県	33,136	0.41	6.75	13,285	0.21	2.71	9.46	490,788		
2	新潟県	8,071,878	100.00	16.39	6,261,204	100.00	12.71	29.10	49,260,791		
									(損害保険料率算出機構調べ)		

J A 建物更生共済「むてき」

建更むてき 10型にご加入の場合は、自然災害や火災などで全焼・全壊のときは、満期共済金額の 10 倍まで（地震等で全壊の場合は 5 倍まで）保障します。さらに、風災・ひょう災・雪災による自然災害や火災などの場合は各種共済金、臨時費用共済金、特別費用共済金、残存物とりかたづけ費用共済金も受け取れます。

【モデルパターン】

○火災共済金額 2,000 万円

○満期共済金額 200 万円



<http://www.ja-kyosai.or.jp/product/home/>

J A 共済のホームページより抜粋

住宅の耐震化に関する特別世論調査

調査結果の概要

1 住宅の耐震化の現状について認識があるか

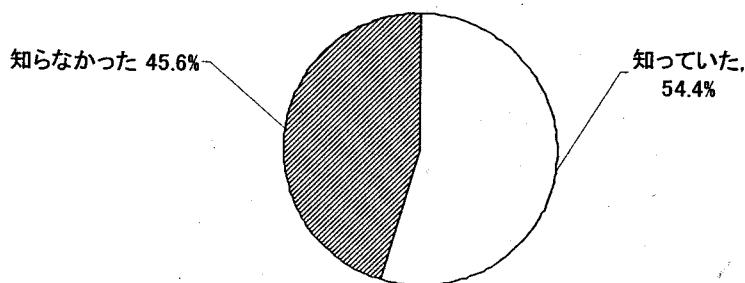
現在、住宅の約3割で耐震性が不足していると考えられることなどを知っているか

- ・知っていた
- ・知らなかつた

平成16年8月

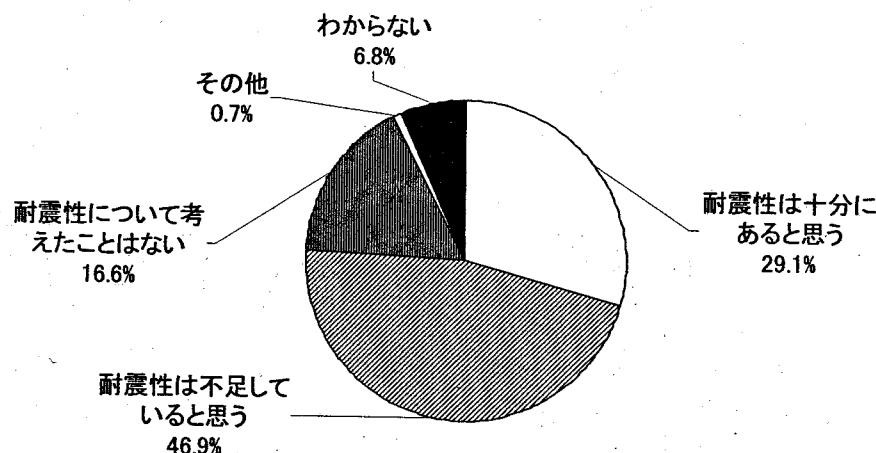
54.4%

45.6%



2 自宅の耐震性について認識があるか

- ・耐震性は十分にあると思う 29.1%
- ・耐震性は不足していると思う 46.9%
- ・耐震性について考えたことはない 16.6%



3. 住宅の耐震性が不足している場合の対策

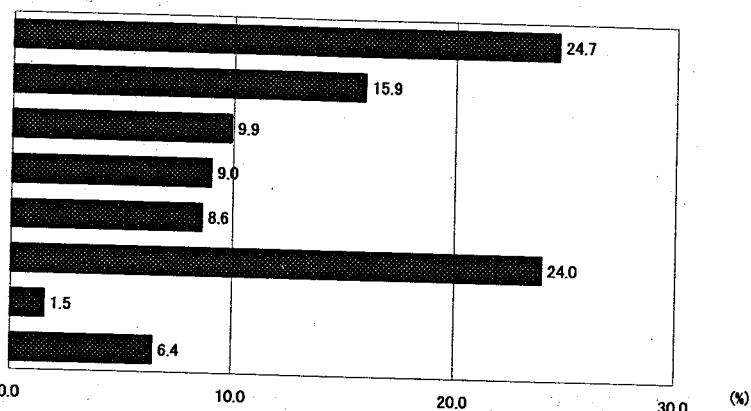
(1) 住宅の耐震性が不足している場合の対策

仮に自宅の耐震性が不足していると分かった場合、どのくらいまでなら対策を取る気になるか

平成16年8月

- ・特に改修や補強はしないが、本棚・家具の転倒防止対策などを行うことに 24.7%
- よって、就寝時の安全は少なくとも確保したい
- ・大地震が発生したときに、家が壊れても倒れない程度の改修をしたい 15.9%
- ・改修はしないが、簡単な補強や日曜大工程度の補強はしたい 9.9%
- ・大地震が発生しても全く壊れないような改修をしたい 9.0%
- ・今の住宅に対策を取るのでなく、新築や住み替えをしたい 8.6%
- ・特に対策を取るつもりはない 24.0%

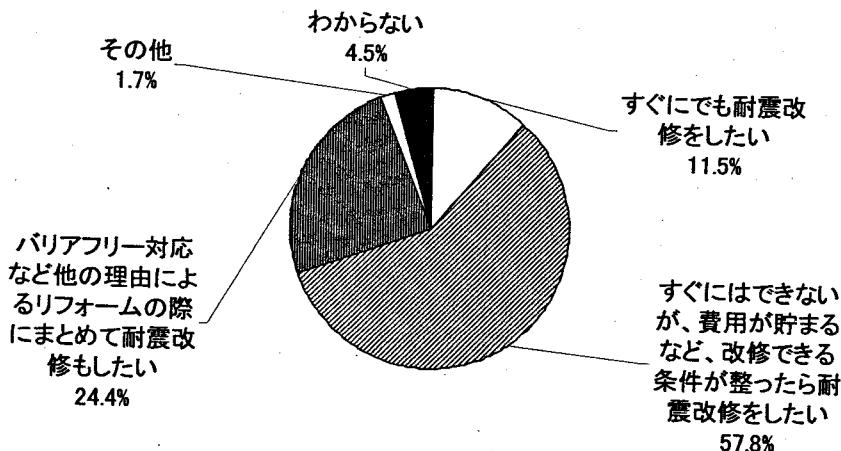
- (1)特に改修や補強はしないが、本棚・家具の転倒防止対策などを行なうことによって、就寝時の安全は少なくとも確保したい
- (イ)大地震が発生したときに、家が壊れても倒れない程度の改修をしたい
- (ウ)改修はしないが、簡単な補強や日曜大工程度の補強はしたい
- (ア)大地震が発生しても全く壊れないような改修をしたい
- (オ)今の住宅に対策を取るのでなく、新築や住み替えをしたい
- (カ)特に対策を取るつもりはない
- その他
- わからない



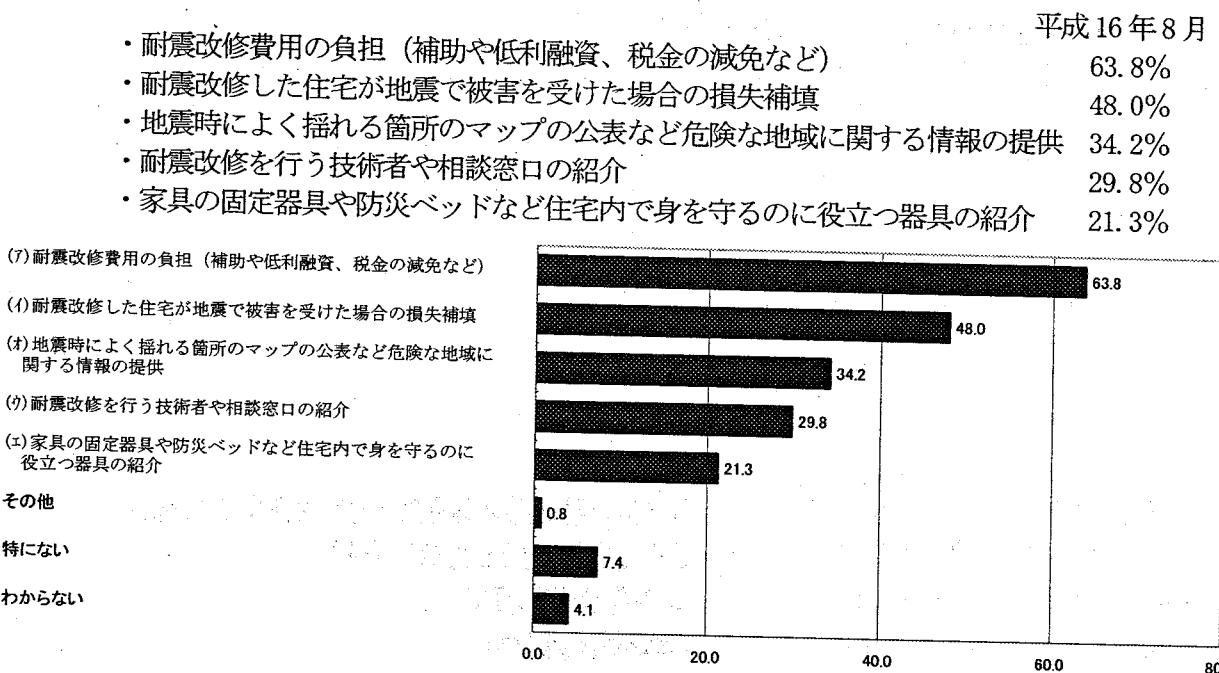
(2) 住宅の耐震改修の時期

「改修をしたい」と答えた者(529人)

- ・すぐにでも耐震改修をしたい 11.5%
- ・すぐにはできないが、費用が貯まるなど、改修できる条件が整ったら耐震改修をしたい 57.8%
- ・バリアフリー対応など他の理由によるリフォームの際にまとめて耐震改修もしたい 24.4%

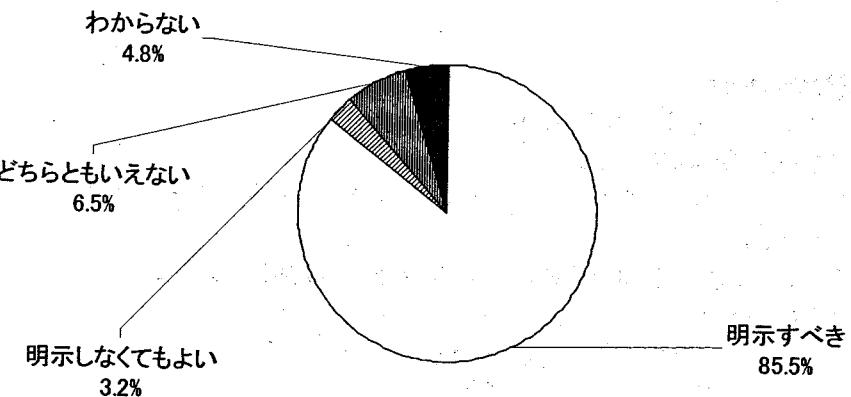


4 住宅の耐震化に向けて国や地方公共団体がやるべきこと（複数回答）



5 中古住宅の売買等に当たり耐震性の有無を明示すべきか

- ・明示すべき
 - ・明示しなくてもよい
- | 選択肢 | 回答率 (%) |
|-----------|---------|
| 明示すべき | 85.5% |
| 明示しなくてもよい | 3.2% |
| どちらともいえない | 6.5% |
| わからない | 4.8% |



地方公共団体における耐震化の取り組み (静岡県の場合)

1 専門家の養成、登録等

○静岡県耐震診断補強相談士（静岡県）

「わが家の専門家診断事業（木造住宅の耐震診断・相談）」を行う専門家を養成するため、県が講習会を開催し、「静岡県耐震診断補強相談士」として受講者を登録。

（建築士（1級、2級、木造）又は7年以上、木造住宅の施工に関わった方を対象。養成講習会は、平成13、14年度に実施済み。）

○「住宅直し隊」（静岡県）

「木造住宅耐震補強助成制度（平成14年度から）」の円滑な執行が図れるよう、静岡県内の建築士、大工・工務店を「住宅直し隊」として登録。建築関係団体が開催した講習会を受講し、かつ、安心して補強工事の相談ができる、良心的な補強設計・工事を行うことを誓約することが要件。（平成16年11月現在で約3,300人が登録）

登録者は、市町村建築窓口に置いてある登録者名簿により閲覧可能。

2 相談事業

○住まいの耐震相談支援事業（静岡市）

市民のための耐震相談受付、ホームページでの相談窓口開設及びメール等での対応、電話耐震相談窓口開設及び受付等を実施。

○防災アシスタント事業（市町村）

緊急雇用事業で雇用した調査員が、プロジェクト「TOUKAI-O」事業の対象の建物である旧基準の木造住宅に訪問し、簡易耐震診断調査票を配布して簡易耐震診断を実施するよう依頼。診断の結果、安全が確認されない場合には「わが家の専門家診断」や「耐震補強助成制度」を活用するように啓発活動を実施。

- ・平成15年度実施市町

静岡市、浜松市、富士市、三島市、富士宮市、藤枝市、磐田市、浜北市、伊東市、袋井市、下田市、河津町

- ・平成16年度緊急雇用事業実施市町

静岡市、浜松市、富士市、沼津市、三島市、富士宮市、藤枝市、磐田市、浜北市、熱海市、袋井市、下田市、河津町、長泉町

【静岡市の例】

静岡県建築士会に委託し、建築士5人（静岡県耐震診断補強相談士）と新規雇用者15人で、旧基準の木造住宅に訪問し、わが家の簡易耐震診断の実施及びプロジェクト「TOUKAI-O」事業の啓発活動を実施。

3 インターネットによる情報提供

○耐震ナビ（静岡県）

インターネットを活用して耐震改修等に関するホームページを運営。

木造住宅耐震補強工法の情報を閲覧・登録のほか、パソコンの画面上でできる簡単な耐震診断プログラム、各種助成制度の紹介、地震情報、その他耐震に関する様々なニュース等を掲載。

URL <http://www.taishinnavi.pref.shizuoka.jp>



4 技術開発等

○「地震から生命を守る」2001しづおか技術コンクール（静岡県）

地震による家屋の倒壊から生命を守ることを目的として次の技術のアイデアを募集。コンクール優秀作品は、インターネットのホームページ「耐震ナビ」の耐震補強工法データベースで紹介。

- ・低廉で簡便な木造住宅の耐震補強工法
- ・生命・身体の安全を確保するための防災器具の技術

5 関係団体との連携

○「静岡県木造住宅耐震化推進協議会」（静岡県内の民間団体）

民間建築関係 10 団体により「建築関係団体の活動を通じたプロジェクト TOUKAI-0 の啓発・推進」と「既存木造住宅等の耐震性能の向上を図ることで、県民の生命、財産の保護」を目的に、静岡県木造住宅耐震化推進協議会を設立（平成 15 年 8 月 6 日）。（平成 17 年 2 月現在、11 団体で構成）

県や市町村と協働し、市町村の相談業務の補完や、地域レベルの協議会設立、各団体独自の自主的促進策など、プロジェクト推進に向けた活躍が期待。

【主な事業内容】

- ・木造住宅の地震対策に関する普及、啓発活動に関すること
- ・木造住宅の耐震診断、耐震改修の促進に関すること
- ・木造住宅の耐震に関する研修会、講習会等の開催に関すること
- ・震災後の被災建築物の復旧・復興活動に関すること

※この文書は、静岡県からの情報をもとに国土交通省が作成したものです。

建築物等の防災技術評価事業について

(財)日本建築防災協会

現在、建築物に対する調査、検査から補強、補修等の設計、施工および維持管理に至るまで様々な技術が各方面で開発、提案され、今後も増加すると予想されています。本会ではこれらのうち、主に既存建築物の防災に関する新技術の建設事業への適正かつ迅速な導入を図り、建設技術水準の向上に寄与することを目的として、申請者の求めに応じて「建築物等の防災技術評価事業」を行っています。

1. 技術評価の対象

技術評価の対象は、新たに開発された既存建築物等の防災技術に係る次のいずれかに該当するものとしています。

- (1) 調査、検査に関する技術
- (2) 設計に関する技術
- (3) 施工に関する技術
- (4) 維持管理に関する技術
- (5) その他技術評価の目的に鑑みて適当な技術

なお、「防災技術」とは既存建築物等の性能の低下の防止、回復又は向上を目的とする防災に関する技術と定義しています。

2. 技術評価の方法

技術評価対象の技術は、当協会内に設置した技術評価委員会が受付審査を行って評価対象としての適否を判断し、依頼者との協議を経た上で評価を実施することとしています。評価に当たっては、依頼者が提出した資料に基づいて、技術評価委員会におけるヒアリングや必要に応じて依頼者による確認試験等を行っていただき、技術評価依頼内容の性能を満たすことを評価するものとしています。

3. 技術評価書の交付と有効期限

技術評価委員会における評価が終了したとき、日本建築防災協会は「防災技術評価書」を作成して依頼者に交付いたします。その有効期間は5年間とされています。更新することもできます。

住宅の耐震改修技術等の評価制度について (住宅等防災技術評価制度)

財団法人 日本建築防災協会

1. 目的

民間等で研究開発された、主として戸建住宅の耐震改修技術等防災技術について、その技術性能評価、設計・施工方法の明確性、消費者への説明内容、品質保証体制等を審査・評価を行なうことにより、防災技術の研究開発の促進およびその技術の住宅への適正かつ迅速な普及を図り、もって住宅性能の向上に寄与することを目的とする。

2. 評価対象とする技術

主として既存住宅の耐震性能等防災性能の低下の防止、回復または向上を目的とする技術で、調査・検査、設計・施工、維持管理に関する技術、その他技術評価の目的に鑑みて適當な技術とする。

3. 評価の方法

学識経験者・技術者で構成する「住宅等防災技術評価委員会」を設置し、申請者が提出した技術評価資料に基づき審査・評価を行なう。

評価に当たっては、技術の性能だけでなく、技術を住宅に用いた場合の効果が定量的に示すことができる設計マニュアルと施工マニュアルの整備状況、住宅の所有者または管理者に技術の内容および効果を的確に説明できる資料の整備状況、施工体制の確立状況、製造・販売・品質保証体制の確立状況についても審査する。

4. 技術評価書

委員会における評価が終了したとき、技術評価書を作成し、これを申請者に交付する。技術評価書の有効期間は5年間とする。更新後も同様とする。

5. 評価制度の開始時期

2004年11月1日より開始する。

6. 技術評価の広報

技術評価の結果等は防災協会の刊行物やホームページに掲載して広報する。

「日本建築防災協会」ホームページ

「耐震診断、耐震改修を実施する建築士事務所」一覧(平成16年7月12日)

「耐震診断や耐震改修を実施する建築士事務所の名簿を掲載しました。対応できる建築物の構造区分(鉄筋コンクリート造はRC、鉄骨造はS、鉄骨鉄筋コンクリート造はSRC、木造はWと略記しています。)に印字付けてあります。都道府県・市・区・町・村別に事務所名・建築士名・電話番号等を掲載していますので参考にしてください」

掲載された名簿は本会と(社)日本建築士事務所協会ども、別紙(下記クリックにより閲覧可)により合意し、別紙に記載した了解事項を了解した建築士事務所について同連合会でとりまとめ本会に提出されたものです。

なお、この名簿に掲載しています建築士事務所に関するお問い合わせはおこなわれますので承知ください。」

(都道府県をクリックしていただくとリストが閲覧できます)

→別紙:既存建築物耐震診断、耐震改修設計を業とする建築士事務所の(財)日本建築防災協会のホームページの掲載に係る協力依頼

申し込み件数		申し込み件数	
1	北海道	36	25
2	青森	14	26
3	岩手	61	27
4	宮城	35	28
5	秋田	27	29
6	山形	26	30
7	福島	15	31
8	茨城	16	32
9	栃木	2	33

「住まいの情報発信局」ホームページ

【日本住宅情報発信局「住まいの情報発信局」】安心・満足リフォーム・安全・安心

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) ブックマーク(B) ツール(T) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

ホーム ブックマーク

http://www.sumai-info.jp/reform/index.html

住まいの情報発信局

安心・満足リフォーム

安心・安心のための住宅リフォーム

防犯

耐震改修 バリアフリー バリアフリーリフォーム 防犯リフォーム

リフォーム事業者向け情報

イベント・講演会案内
リフォームによるやまと話
住宅リフォーム推進協議会

関係団体の事業者向け刊行物案内
出版書籍等のご案内
(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター
リフォーム書籍WebShop
(中)日本増改築産業協会

REPCO刊行物
マンションリフォーム推進協議会

発行物案内
住宅リフォーム推進協議会

リフォームの基礎知識

リフォームの基礎知識
リフォーム見積
ガイドシステム
(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター
(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

シックリ改造
省エネ対策
マンションリフォーム

リフォームのポイントと事例

キッズルーム・トイレ・洗面

関連サイト

これで快適 リフォームのポイント
ステップアップ・リフォーム
困ったときの相談事例
相談ネット
(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター
トラブル防止のポイント
住宅リフォーム推進協議会

第二回住宅リ

安心・満足リフォーム 耐震リフォーム Netcenter

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) ブックマーク(B) ツール(T) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

ホーム ブックマーク

安心・満足リフォーム

耐震改修

●地震！あなたの住宅は大丈夫？

平成2年1月17日の阪神・淡路大震災では10万戸(18万世帯)を超える住宅が倒壊し、地震直後に亡くなったら、1000人を超える死者の内、約5割が住宅の倒壊による圧死でした。この大きな被害から多くの住宅の耐震化と耐震改修の重要性が改めて明らかになりました。

地震によって住宅が倒壊・大破する上、住まわれている方に逃生の状況が悪ければかりでなく、火災の発生を誘発したり、被災者の避難行動や救急・救命活動・消防活動の妨げにもなり、その他の街頭活動の支障をきたす原因となります。

このようなに耐震性能が低い住宅に弱い住宅は、住まわれている方だけでなく近隣や地域に大きな苦痛・負担をもたらします。

地震に備えて、自らと地盤を守るため、耐震性能が低い住宅は是非耐震改修を行い、地震に強い住宅としてください。

●「誰でもできるわが家の耐震診断」でわが家の耐震診断を！

ご自分の住宅(木造在来構法、2階建まで)の耐震性を誰でも簡単にチェックできる「誰でもできるわが家の耐震診断」があります。【誰でもできるわが家の耐震診断】は、こちらからダウンロードできます。是非一度わが家の耐震診断をしてみてください。

わが家が耐震診断した結果、不安があれば専門家に相談してください。

●耐震診断、耐震改修の相談先

(財)日本建築防災協会では(社)日本建築士事務所協会と協力し、耐震診断・耐震改修の相談ができる建築士事務所をこちらに掲載しています。ご相談等の際に活用してください。

誰でもできるわが家の耐震診断

耐震改修工法・事例 (pdf)

「耐震診断・改修の相談窓口一覧」

リフォームの基礎知識 (耐震)

関連リンク

「わが家の耐震」

「誰でもできるわが家の耐震診断」

「耐震改修工法・事例」

「耐震診断・改修の相談窓口一覧」

「リフォームの基礎知識 (耐震)」

「関連リンク」

「あなたのお家は大丈夫？」

「耐震改修工法・事例」

「耐震診断・改修の相談窓口一覧」

「リフォームの基礎知識 (耐震)」

「関連リンク」

地震防災戦略の策定

(参考20)

趣旨

大規模地震について
人的被害、経済被害の軽減に関する具体的な目標(減災目標)を策定

減災目標の策定方法

中央防災会議で決定

減災目標

「今後〇〇年間で東海地震による人的被害及び経済被害を軽減させる。」

下位目標

対象地域、対策の内容、達成時期、達成すべき数値目標等



地方公共団体に対して、地域目標 の策定を要請

下位目標を設定すべき事項(例)

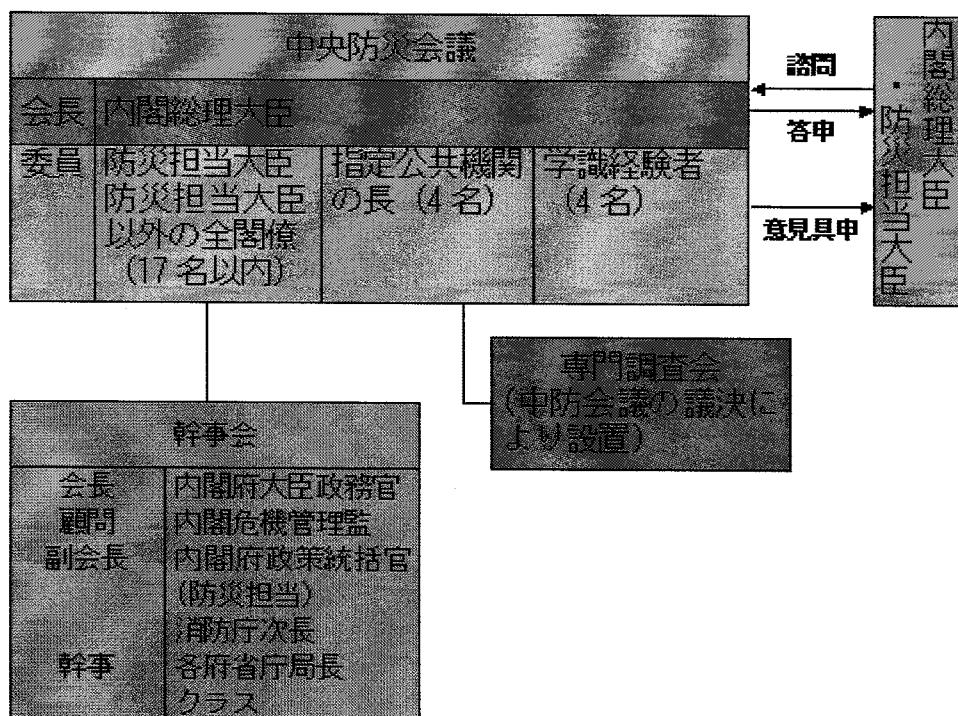
建築物の耐震化、海岸堤防・水門等の整備、避難施設・避難路の確保、観測体制の強化、防災行政無線の整備、企業の業務継続の確保、ライフライン等の早期復旧等

中央防災会議について

1 中央防災会議

内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、次のような役割があります。

- ・「防災基本計画」、「地域防災計画」の作成及びその実施の推進
- ・非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進
- ・内閣総理大臣・防災担当大臣の諮問に応じての防災に関する重要事項の審議（防災の基本方針、防災に関する施策の総合調整、災害緊急事態の布告等）等
- ・防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申



2 専門調査会

専門的事項を調査させるため、「専門調査会」を設置しています。

例 東海地震対策専門調査会(H13年度～15年度)

東南海、南海地震等に関する専門調査会(H13年度～)

首都直下地震対策専門調査会(H15年度～) 等